

様式第4号（第11条関係）

令和2年度 一般廃棄物減量等計画書

令和2年6月1日

南但広域行政事務組合
 管理者 広瀬 栄 様

住所 朝来市和田山町〇〇 △△番地

(申請者)

氏名 南但クリーン商事(株) ⑩

電話：079-670-3300

職及び氏名：主任 南但太郎

産業廃棄物の持込みは出来ません。産業廃棄物は記入しないでください。

あらゆる事業活動において廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずは「すべて、産業廃棄物」となります。

条例施行規則第11条第2項の規定

排出者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ	申請者以外	
	排出者の氏名		
排出者の業種分類	<input type="checkbox"/> 家庭系廃棄物	事業系一般廃棄物	
	〇〇製造業 (業名を日本標準産業分類名により記載)		
排出場所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請住所地と同じ	<input type="checkbox"/> 申請住所地と異なる場所	
	市		
一般廃棄物の種類	家庭系廃棄物	<input type="checkbox"/> 燃やすごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 資源ごみ <input type="checkbox"/> その他	
	事業系一般廃棄物	(※事業系一般廃棄物の種類について、具体的に記入してください。) 自社の事務所から排出される厨芥類(生ごみ) 紙くず(新聞紙、雑誌等)	
搬入量	搬入の頻度	(日・週・月・年)に 4回	
	1回の搬入量	50 kg/回当たり	
	搬入計画量	10,900 (kg・t) / 年	
搬入者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 許可業者に委託 <input type="checkbox"/> その他()	
	許可業者の番号等	南但広域許可第〇〇号	
	搬入者の住所	朝来市和田山町〇〇 △△番地	
	搬入者の氏名	(株)〇〇環境	
搬入車両	車種・最大積載量	車両の車番	車両の所有状況
	許可業者の車両	姫路12(あ)12-34	<input type="checkbox"/> 申請者の所有車両 <input checked="" type="checkbox"/> その他
	軽トラック	姫路12(あ)12-34	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の所有車両 <input type="checkbox"/> その他
	()	—	<input type="checkbox"/> 申請者の所有車両 <input type="checkbox"/> その他

※備考

- 南但クリーンセンターへの1年間の搬入実績(計画)量が10t以上の事業所が対象となります。
- 法人等の場合は申請者の事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。
- 搬入車両が複数台ある場合は、全ての車両を記入してください。

2. 一般廃棄物の減量計画について

事業活動で発生する 廃棄物の種類 (※具体的に記入のこと)	廃棄物の排出実績【前年度/年間】			廃棄物の排出計画【本年度/年間】					
	発生量：kg	資源化量：kg	処分量：kg	発生量：kg	資源化するもの		処分するもの		資源化率：％
					資源化量：kg	資源化委託業者名	処分量：kg	処分委託業者名	
	A=B+C	B	C	D=E+F	E		F		G=E÷D×100
1 新聞	600	600		600	600	〇〇商店			100
2 雑紙	500	500		500	500	〇〇商店			100
3 ダンボール	5,000	5,000		5,000	5,000	〇〇商店			100
4 シュレッダーダスト	1,000		1,000	1,000	1,000	〇〇商店			100
5 上記以外の紙	500		500	500	500	〇〇商店			100
6 厨芥類（生ごみ）	10,000		10,000	10,000			10,000	南但クリーンセンター	0
7 紙くず類（汚れたもの）	900		900	900			900	南但クリーンセンター	0
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
計	18,500	6,100	12,400	18,500	7,600		10,900		41.1

産業廃棄物の持込みは出来ません。産業廃棄物は記入しないでください。

あらゆる事業活動において廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずは「すべて、産業廃棄物」となります。

収集運搬を委託している業者名ではなく、処分を委託している業者名を記入してください。

※提出時期について

- 1 事業系一般廃棄物を南但クリーンセンターへ自らが直接搬入される場合は、各年度（4月以降）の初回搬入時（更新は前年度3月まで）までに提出してください。
- 2 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託される場合は、契約後1週間以内に提出してください。（毎年度提出が必要です。）